関福岡空港税関支署に、次長それぞれ二人を、函館税関札幌税関支署、函館税関千歳税関支署、東京税関新潟税関支署、東京税関東京外郵出張所、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関鹿島税関支署、横浜税関川崎税関支署、横浜税関大黒埠頭出張所、名古屋税関四日市税関支署、名古屋税関中部外郵出張所、大阪税関伏木税関支署、大阪税関大阪外郵出張所、神戸税関姫路税関支署、神戸税関境税関支署、門司税関徳山税関支署、門司税関大分税関支署、門司税関田野浦出張所及び長崎税関鹿児島税関支署に、次長それぞれ一人を置く。

［9・10　略］

（沖縄地区税関に置く部）

第三百四十四条　沖縄地区税関に、次の四部を置く。

総務部
監視部
業務部
調査部

（総務部の所掌事務）

第三百四十五条　総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沖縄地区税関の所掌事務に関する総合調整に関すること。
二　本省と沖縄地区税関との事務の連絡調整に関すること。
三　公文書類の審査に関すること。
四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
五　沖縄地区税関の保有する情報の公開に関すること。
六　沖縄地区税関の保有する個人情報の保護に関すること。
七　沖縄地区税関の機構及び定員に関すること。
八　沖縄地区税関の所掌事務に係る国際協力に関すること。
九　沖縄地区税関長の官印及び庁印の保管に関すること。
十　沖縄地区税関の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練並びに福利厚生に関すること。
十一　沖縄地区税関の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
十二　沖縄地区税関所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
十三　開港及び税関空港に関すること。
十四　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の行う電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第二号イに掲げる業務の電子情報処理組織による処理に関すること。
十五　沖縄地区税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち沖縄地区税関長の指定するもの。
十六　広報（税関行政に関する広聴を除く。）に関すること。
十七　税関行政の考査に関すること。
十八　税関行政に関する広聴の総括に関すること。
十九　前各号に掲げるもののほか、沖縄地区税関の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

岡空港税関支署に、次長それぞれ二人を、函館税関札幌税関支署、函館税関千歳税関支署、東京税関新潟税関支署、東京税関東京外郵出張所、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関鹿島税関支署、横浜税関川崎税関支署、横浜税関大黒埠頭出張所、名古屋税関四日市税関支署、大阪税関伏木税関支署、大阪税関大阪外郵出張所、神戸税関姫路税関支署、神戸税関境税関支署、門司税関徳山税関支署、門司税関大分税関支署、門司税関田野浦出張所及び長崎税関鹿児島税関支署に、次長それぞれ一人を置く。

［9・10　同上］

（沖縄地区税関の次長）

第三百四十四条　沖縄地区税関に、次長四人を置く。

2　次長は、沖縄地区税関長を助け、沖縄地区税関の事務を整理する。

（沖縄地区税関に置く課等）

第三百四十五条　沖縄地区税関に、次に掲げる課及び室を置く。

総務課
人事課
会計課
監視管理課
業務管理課
収納課
調査管理課
調査統計課
密輸対策企画室

2　前項に掲げる課及び室のほか、沖縄地区税関に、統括監視官五人、保税地域監督官一人、統括審査官三人、特別審査官二人、通関業監督官一人、統括調査官一人、統括審理官二人及び特別審理官一人を置く。